

## 委員長の互選方法について（案）

### 選出方法

自薦及び他薦により候補者を選出する。

候補者となった委員は、委員長就任に対する抱負を述べる。

各委員は、候補者のうち 1 人に投票する。（単記無記名式投票）

過半数の票を得た候補者を委員長とする。

の投票において、過半数を得た候補者がいないときは、再度投票を行う。

第 2 回の投票において、過半数を得た候補者がいないときは、当該投票における上位の得票候補者 2 人について決選投票を行い、多数を得た候補者を委員長とする。

なお、において候補者が 1 人しかいなかった場合は、当該候補者より委員長に就任した場合の抱負を述べてもらい、その上で各委員に信任の可否を伺い、信任されれば当該候補者を委員長とする。

の決選投票において、得票数が同数の場合の対応。

原則として委員間の話し合いによって決定する。

（話し合いで決まらない場合どうするか）

（案 1）得票数が同じ委員のうち、年長者をもって委員長とする。

（案 2）得票数が同じ委員の間で、くじにより決定する。

（案 3）その他